

様	京 都 市 長
---	---------



高額障害福祉サービス費等支給決定通知書

決定分の高額障害福祉サービス費等について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2
- 児童福祉法第21条の5の12、第24条の6
- の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定者（保護者）氏名	
支給決定に係る児童の氏名	
受給者証番号	
支給額	
支給予定日	
備考	

振 込 先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

教示事項

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、当該審査請求に対する京都府知事の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります）。ただし、当該期間内であっても、京都府知事の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
- 3 なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する京都府知事の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。